

# 第 4 回 定 例 会

令和 4 年度 予算案 関係 資料

茨 城 県

# 目 次

|     |                      |         |
|-----|----------------------|---------|
| I   | 令和4年第4回県議会定例会提出議案等一覧 | ( 1 )   |
| II  | 令和4年度11月補正予算案の概要     |         |
|     | 1 基本的な考え方            | ( 2 )   |
|     | 2 補正予算の規模            | ( 2 )   |
|     | 3 主な事業               | ( 3 )   |
|     | 4 債務負担行為             | ( 4 )   |
|     | 5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）   | ( 7 )   |
|     | 6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）   | ( 8 )   |
| III | 債務負担行為一覧             | ( 9 )   |
| IV  | 条例その他の議案の概要          | ( 1 1 ) |
| V   | 報告事項                 | ( 1 7 ) |

---

|       |       |                     |
|-------|-------|---------------------|
| 予 算   | 1 件   | (一般会計 1 件)          |
| 条例その他 | 2 1 件 | (条 例 6 件 その他 1 5 件) |
| 報 告   | 1 件   | (専 決 1 件)           |

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

## I 令和4年第4回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第5号)

(条例その他)

- 1 個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 5 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 6 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 7 当せん金付証票の発売について
- 8 指定管理者の指定について(つくば創業プラザ)
- 9 指定管理者の指定について(那珂湊漁港駐車場)
- 10 指定管理者の指定について(那珂湊漁港水門)
- 11 指定管理者の指定について(大洗マリーナ)
- 12 指定管理者の指定について(赤塚公園)
- 13 指定管理者の指定について(県西総合公園)
- 14 指定管理者の指定について(笠間芸術の森公園)
- 15 指定管理者の指定について(北浦川緑地)
- 16 指定管理者の指定について(港公園)
- 17 指定管理者の指定について(大子広域公園)
- 18 指定管理者の指定について(鹿島灘海浜公園)
- 19 茨城県道路公社の有料道路事業の変更について
- 20 千葉県道路公社の有料道路事業の変更について
- 21 工事請負契約の締結について

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

## Ⅱ 令和4年度11月補正予算案の概要

### 1 基本的な考え方

コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応として、経営環境が特に悪化している事業者への応援金の給付などを行うほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や県政の課題等へ対応するために必要な事業について計上するもの。

### 2 補正予算の規模

(単位：百万円)

| 区分   | 現計<br>A   | 今回補正予算<br>B | 補正後 計<br>A+B |
|------|-----------|-------------|--------------|
| 一般会計 | 1,305,183 | 15,879      | 1,321,062    |
| 特別会計 | 464,115   | —           | 464,115      |
| 企業会計 | 125,442   | —           | 125,442      |
| 合計   | 1,894,740 | 15,879      | 1,910,619    |

・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、前年度からの繰越金を充当した。

#### <参考> 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模

(単位：百万円)

| 区分   | 現計<br>a | 今回補正予算<br>b | 合計<br>a+b |
|------|---------|-------------|-----------|
| 一般会計 | 190,899 | 15,475      | 206,374   |

(注意) 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合がある。

### 3 主な事業

(単位：百万円)

注) 事業名の後ろに ※ を付したものは新型コロナウイルス感染症対策予算

|   |                   |
|---|-------------------|
| (1) コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策                          | 12,221            |
| 新 事業継続臨時応援金 ※                                     | 1,780             |
| (コロナ禍や物価高騰の影響により経営環境が特に悪化している事業者への応援金の給付)         |                   |
| ・ 中小企業融資資金貸付金 ※                                   | 【融資枠30,000】10,000 |
| (中小企業の新たなビジネスモデルへの転換及び脱炭素化に資する設備導入を支援するための融資枠の拡充) |                   |
| 新 土地改良区省エネルギー化促進事業 ※                              | 346               |
| (省エネ化に取り組む土地改良区に対し農業水利施設の電気料金高騰分の一部を補助)           |                   |
| 新 新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金 ※                       | 95                |
| (発熱外来等感染症対応に取り組む医療機関等に対する応援金の給付)                  |                   |
| (2) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等                            | 3,254             |
| ・ 感染症予防医療法施行事業 ※                                  | 3,122             |
| (感染拡大に備えた宿泊療養施設の借上期間の延長及び外来医療費の公費負担の増等)           |                   |
| 新 産科医療機関院内感染防止対策事業 ※                              | 132               |
| (新型コロナウイルスに感染した妊産婦の入院受入体制整備のための設備整備等の補助)          |                   |
| (3) 県政の課題等への対応                                    | 77                |
| 新 G7内務・安全担当大臣会合準備事業                               | 10                |
| (2023年G7内務・安全担当大臣会合の開催に向けた準備)                     |                   |
| ・ わくわく茨城生活実現事業                                    | 67                |
| (東京圏から本県への移住者の増加に伴う移住支援金の増)                       |                   |
| (4) その他   | 327               |
| ・ 県税に係る過誤納還付金等関連事業                                | 327               |
| (法人事業税の大口還付が生じたことに伴う県税過誤納還付金等の増)                  |                   |

### 4 債務負担行為

12件

(工事請負契約1件、利子補給1件、損失補償1件、指定管理施設の管理運営のための協定に係るもの9件)

## 事業継続臨時応援金（新規）

【R4.11月補正予算額 1,780百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室（029-301-3550）  
農林水産部農業政策課戦略推進G（029-301-3828）

コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高（事業収入）が減少し、経営環境が特に悪化している事業者（中小企業・農林水産業者等）を応援するため、臨時応援金を支給します。

|      |  |
|------|--|
| 支給対象 | 県内事業者（業種・法人形態を問わない。外形要件を満たす。）<br>（外形要件）<br>○申請時点において茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、令和3年において所得税又は法人税の納税地を本県内としていること<br>※非課税団体は、県内に主たる事業所を有していること<br>○確定申告等で売上高（事業収入）の金額が確認できること<br>○農業者（畜産を含む）は、法人・認定農業者等を対象 等 |
| 支給要件 | （1）令和4年1～10月（又は1～11月、1～12月）の売上高（事業収入）が、令和3年の同期間の売上高と比較して20%以上減少していること<br>（2）令和3年（1～12月）における年間売上高（事業収入）が120万円以上であること<br>※（1）と（2）をともに満たすこと。  |
| 支給額  | 一律10万円   |
| 申請期間 | 令和4年12月受付開始予定  |

## 中小企業融資資金貸付金

【R4.11月補正予算額 10,000百万円】

産業戦略部産業政策課金融G（029-301-3530）

コロナ禍においてエネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者の新たなビジネスモデルへの転換や脱炭素化に資する設備導入を促進するため、新分野進出等支援融資の融資枠を拡充します。

| 新分野進出等支援融資 預託額 10,000百万円 |   |
|--------------------------|---|
| 新規融資枠                    | 450億円（300億円追加）  |
| 融資対象者                    | ①新たな事業分野への進出、事業や業態の転換、事業規模の拡大、海外への事業展開に意欲的に挑戦する中小企業者<br>②脱炭素化に資する設備を導入し、経営力強化を図る中小企業者【拡充】 |
| 融資限度額                    | 設備資金：1億円 運転資金：3,000万円   |
| 融資期間                     | 設備資金：10年（据置2年） 運転資金：5年（据置1年）  |
| 融資利率                     | 年1.3～1.6% → 0.0% （県が3年間10割利子補給）   |
| 信用保証料率                   | 1.71%以内 → 0.855%以内（県が5割補助）  |

【脱炭素化に資する設備導入とは】

再生可能エネルギー関連設備の導入、  
省エネ性能の高い事業用設備への更新、事業所の省エネ改修 等



## 土地改良区省エネルギー化促進事業（新規）

【R.11月補正予算額 346百万円】

農林水産部農地局農村計画課土地改良指導G（029-301-4142）

農業者の用水利用等に係る負担軽減と土地改良区の経営体質強化を図るため、省エネルギー化に取り組む土地改良区に対して、農業水利施設の電気料金高騰分を支援します。

### 【事業対象者】

省エネ化計画を作成し、令和7年度までに消費電力量10%以上削減に取り組む県内の土地改良区

### 【補助対象経費】

令和4年4月から9月までの農業水利施設の電気料金高騰額（※）

※令和3年4月から9月までの電気料金の実績値を基に、令和4年同期の電気料金値上率(55%)を乗じた額から、土地改良区の節電等自助努力分(10%相当)を差し引いた額

### 【補助率】

1/2以内

土地改良区が管理する農業水利施設

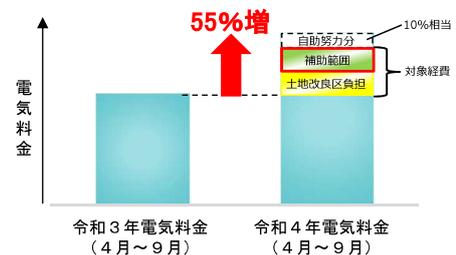


用水機場



用排水ポンプ設備

農業水利施設の電気料金高騰の状況



## 新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金（新規）

【R.11月補正予算額 95百万円】

保健医療部保健政策課地域保健支援G（029-301-6203）

物価高騰が続く中、新型コロナウイルス感染症への対応に積極的に取り組む医療機関等に対し、応援金を給付することで、安定的・持続的な医療提供体制の確保を図ります。

### 給付対象

①～③のいずれかに該当する医療機関等（入院病床確保補助対象医療機関は除く）

①診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者の診療や検査を行う医療機関として県から指定を受けた医療機関（ただし、診療及び検査ともに自院患者以外にも実施し、かつ、県HPで公表している医療機関に限る。）

②健康フォローアップ協力医療機関・訪問看護事業者

自宅療養者の診療を行う医療機関等

③後方支援病院

療養期間を過ぎても他の疾病により在宅に戻れない患者を受け入れる医療機関



### 給付額

1医療機関等あたり10万円（重複支給有）

## 産科医療機関院内感染防止対策事業（新規）

【R4.11月補正予算額 132百万円】

保健医療部医療局医療政策課医療整備G（029-301-3186）

新型コロナウイルスに感染した妊産婦の入院受入や分娩対応を確実に実施できるよう、分娩取扱医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援します。

### 背景・目的

- 第7波において、新型コロナウイルス感染者の急増に伴い、妊産婦の感染者も増加し、入院受入や分娩対応が可能な産科がある16の感染症指定医療機関等に負担が集中。
- 今後の感染拡大に備えて、県内分娩取扱医療機関における院内感染防止のための設備整備等を促進することで、新型コロナウイルスに対応した周産期医療体制を強化する。

### 事業内容

- 補助対象医療機関：県内分娩取扱医療機関 44医療機関（病院：22、診療所：22）
- 補助対象：
  - ・初度設備費 ・个人防护具 ・簡易陰圧装置 ・簡易ベッド
  - ・空気清浄機 ・パーテーション ・保育器 ・分娩台
- 補助率：10/10



## G7内務・安全担当大臣会合準備事業（新規）

【R4.11月補正予算額 10百万円】

営業戦略部国際観光課国際企画G（029-301-3632）

2023年G7内務・安全担当大臣会合の開催に向け、官民連携による推進協議会を設立し、会合の開催支援を行うとともに、各国閣僚等の参加者へ心のもったおもてなしの提供や茨城の様々な魅力を世界に発信し、地域の活性化につなげます。

### ○ 事業概要（10百万円）

大臣会合の開催支援やおもてなし、茨城の魅力発信を行う推進協議会に対する負担金の拠出（令和4年度実施分）

#### 【内容】

- ・県及び水戸市、関連団体等で構成する推進協議会の設立及び運営
- ・機運醸成、魅力発信の実施 等

#### <参考> 内務・安全担当大臣会合の概要

- 1 会合の概要：国際組織犯罪、国際テロ、サイバーセキュリティなど、国際社会における治安課題を議論
- 2 開催時期等
  - ・開催時期：2023年中（令和5年）
  - ・開催地：水戸市
  - ・参加国等：フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、欧州連合（EU）、国際刑事警察機構（インターポール）



2019年茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合レセプション

## 5 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

| 款名          | 補正前の額<br>(A) | 今回補正額<br>(B) | 計<br>(A+B) |
|-------------|--------------|--------------|------------|
| 県税          | 398,113      | —            | 398,113    |
| 地方消費税清算金    | 130,320      | —            | 130,320    |
| 地方譲与税       | 53,162       | —            | 53,162     |
| 地方特例交付金     | 2,100        | —            | 2,100      |
| 地方交付税       | 196,732      | —            | 196,732    |
| 交通安全対策特別交付金 | 754          | —            | 754        |
| 分担金及び負担金    | 8,115        | —            | 8,115      |
| 使用料及び手数料    | 16,181       | —            | 16,181     |
| 国庫支出金       | 223,949      | 4,987        | 228,936    |
| 財産収入        | 2,338        | —            | 2,338      |
| 寄附金         | 114          | —            | 114        |
| 繰入金         | 23,160       | —            | 23,160     |
| 繰越金         | 6,576        | 892          | 7,468      |
| 諸収入         | 145,291      | 10,000       | 155,291    |
| 県債          | 98,278       | —            | 98,278     |
| 計           | 1,305,183    | 15,879       | 1,321,062  |

## 6 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

| 款名     | 補正前の額<br>(A) | 今回補正額<br>(B) | 計<br>(A+B) |
|--------|--------------|--------------|------------|
| 議会費    | 1,704        | —            | 1,704      |
| 総務費    | 38,455       | 337          | 38,792     |
| 企画開発費  | 11,109       | 67           | 11,176     |
| 生活環境費  | 17,040       | —            | 17,040     |
| 保健福祉費  | 304,693      | 3,349        | 308,042    |
| 労働費    | 2,646        | —            | 2,646      |
| 農林水産業費 | 43,069       | 346          | 43,415     |
| 商工費    | 151,330      | 11,780       | 163,110    |
| 土木費    | 101,555      | —            | 101,555    |
| 警察費    | 62,316       | —            | 62,316     |
| 教育費    | 262,977      | —            | 262,977    |
| 災害復旧費  | 831          | —            | 831        |
| 公債費    | 146,026      | —            | 146,026    |
| 諸支出金   | 159,432      | —            | 159,432    |
| 予備費    | 2,000        | —            | 2,000      |
| 計      | 1,305,183    | 15,879       | 1,321,062  |

### Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]  
(新規分)

| 事 項                | 事 業 内 容                              | 期 間                | 限 度 額        |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------|--------------|
| 茨城県立あすなろの郷建設工事請負契約 | 茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟建設に係る工事請負契約を締結する。 | 自 令和5年度<br>至 令和6年度 | 10,950,788千円 |
| 那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定 | 那珂湊漁港駐車場の管理運営に係る協定を株式会社暁恒産と締結する。     | 自 令和5年度<br>至 令和9年度 | 77,000千円     |
| 那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定  | 那珂湊漁港水門の管理運営に係る協定を那珂湊漁業協同組合と締結する。    | 自 令和5年度<br>至 令和9年度 | 143,440千円    |
| 大子広域公園の管理運営に係る協定   | 大子広域公園の管理運営に係る協定を大子町と締結する。           | 自 令和5年度<br>至 令和9年度 | 177,645千円    |
| 鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定  | 鹿島灘海浜公園の管理運営に係る協定を銚田市と締結する。          | 自 令和5年度<br>至 令和9年度 | 91,190千円     |
| 北浦川緑地の管理運営に係る協定    | 北浦川緑地の管理運営に係る協定を取手市と締結する。            | 自 令和5年度<br>至 令和7年度 | 32,742千円     |
| 港公園の管理運営に係る協定      | 港公園の管理運営に係る協定を神栖市と締結する。              | 自 令和5年度<br>至 令和7年度 | 57,483千円     |
| 笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定 | 笠間芸術の森公園の管理運営に係る協定を笠間市と締結する。         | 令和5年度              | 63,676千円     |
| 県西総合公園の管理運営に係る協定   | 県西総合公園の管理運営に係る協定を筑西広域市町村圏事務組合と締結する。  | 令和5年度              | 34,004千円     |
| 赤塚公園の管理運営に係る協定     | 赤塚公園の管理運営に係る協定を橋本造園土木株式会社と締結する。      | 令和5年度              | 33,000千円     |

(変更分)

| 事 項                    | 事 業 内 容   | 期 間                 | 限 度 額       |
|------------------------|---|---------------------|-------------|
| 新分野進出等支援<br>融資損失補償     | 変更前<br>新分野進出等支援融資制度及び小規模<br>企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保<br>証協会が保証した債務によって損失が生<br>じたときは、県がその損失を補償する旨の<br>契約を当該協会と締結する。 | 自 令和4年度<br>至 令和19年度 | 286,000千円   |
|                        | 変更後<br>同 上  | 同 上                 | 857,000千円   |
| 新型コロナウイルス<br>感染症対策利子補給 | 変更前<br>茨城県新型コロナウイルス感染症対策<br>利子補給金交付要項に基づき、金融機関が<br>中小企業者に対し、令和4年度において資<br>金を貸し付けたときは、県は当該中小企<br>業者に対し利子補給する。  | 自 令和5年度<br>至 令和7年度  | 687,423千円   |
|                        | 変更後<br>同 上  | 自 令和5年度<br>至 令和8年度  | 2,609,667千円 |

## IV 条例その他の議案の概要

| 議 案   | 内 容  |
|---|--|
| <p>(総務課、行政経営課、財政課)</p> <p><b>個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例</b></p> <p>個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>1 個人情報の保護に関する法律において全国的な共通ルールが規定されたことに伴う規定の整備</p> <p>(1) 個人情報の定義、開示請求手続等に係る規定の削除等</p> <p>(2) 開示決定等の期限（原則 15 日以内）及び同期限の特例（45 日以内に処理できない場合の措置）について規定</p> <p>(3) 開示請求に係る実費相当額の徴収について規定</p> <p>2 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入に伴い、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の新設</p> <p style="padding-left: 20px;">行政機関等匿名加工情報利用手数料</p> <p style="padding-left: 40px;">21,000 円＋行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3,950 円 外</p> <p>※ 行政機関等匿名加工情報：行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報</p> <p>3 その他所要の改正</p> <p>(参考) 改正条例（4 条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県行政組織条例</li> <li>・ 茨城県情報公開条例</li> <li>・ 茨城県手数料徴収条例</li> <li>・ 茨城県個人情報の保護に関する条例</li> </ul> <p style="text-align: right;">（施行日 令和 5 年 4 月 1 日）</p> |
| <p>(人事課)</p> <p><b>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>人事委員会の勧告に伴い、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするものである。</p>                       | <p>改正の内容</p> <p>1 月例給の引上げ</p> <p style="padding-left: 20px;">若年層の給料表の引上げ 平均+0.21%</p> <p>2 期末・勤勉手当の引上げ</p> <p style="padding-left: 20px;">年間支給月数 4.3 月分 → 4.4 月分（一般職）</p> <p style="padding-left: 40px;">3.25 月分 → 3.3 月分（特別職）</p> <p style="text-align: right;">（施行日 公布の日外）</p>   |

| 議 案  | 内 容   |
|--|---|
| <p>(人事課)<br/> <b>職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>国家公務員退職手当法の運用方針等の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p>                 | <p>改正の内容</p> <p>非常勤職員に対して退職手当を支給する要件のうち、1月間の勤務日数について、国家公務員の取扱いに準じて緩和するもの<br/> 18日以上<br/> →18日（1月間の勤務を要する日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該日数との差を減じた日数）以上</p> <p>(施行日 公布の日)</p>  |
| <p>(財政課、女性活躍・県民協働課)<br/> <b>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</b></p> <p>旅券法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>                      | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅券発行後、申請者が6か月以内に当該旅券を受領せず、当該旅券がその効力を失った場合において、申請者が失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請した場合における手数料の新設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般旅券発給手数料 4,000円</li> </ul> </li> <li>2 旅券の査証欄の増補の廃止に伴う手数料の廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般旅券査証欄増補手数料 500円</li> </ul> </li> <li>3 引用条項の移動</li> </ol> <p>(施行日 令和5年3月27日)</p> |
| <p>(市町村課)<br/> <b>茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>市町村の希望により事務処理の権限を移譲すること等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>移譲する事務（12の法令に係る事務）及び市町村（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人設立の認証等（行方市）</li> <li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく市町村設置の幼保連携型認定こども園に対する立入検査等（常陸大宮市）</li> </ul> <p>(施行日 令和5年4月1日外)</p>   |

| 議 案   | 内 容  |
|---|--|
| <p>(廃棄物規制課)<br/> <b>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <p>土砂等による土地の埋立て等の適正化を推進し、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模の埋立て等に係る届出制度の創設<br/> 小規模の埋立て等に関する情報を把握し、必要な指導を行うことを可能とするため、市町村条例対象外の埋立て等を行う者に対して、新たに県への届出を義務付け<br/> ※市町村条例対象外：5,000 ㎡未満の埋立て等は各市町村の条例で規制しているが、小規模の埋立て等（300 ㎡未満等）は各市町村の判断で許可の対象外としている。</li> <li>2 書面の交付・携帯義務の創設<br/> 不適正と疑われる事案を発見した際、現地で許可等の手続きを経たものであるか等を直ちに確認できるようにするため、埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等を搬入する者に対しての書面交付並びに土砂等の搬入時の書面携帯を義務付け</li> <li>3 埋立て等に同意した地権者等への義務付け及び勧告・措置命令の創設<br/> 地権者等が関与していると考えられる不適正な事案にも対処できるようにするため、埋立て等に同意した地権者等に対し、土地の管理責任を踏まえた埋立て等の施工状況の確認等を義務付け<br/> 義務を怠った者に勧告し、勧告に従わない場合には土砂等の除去その他必要な措置を命令</li> <li>4 条例の規定に違反した者等の公表制度の創設<br/> 土砂等を発生させる者による埋立て等を行う者等の適正な選定に資するため、条例に違反した者の氏名等を公表</li> <li>5 土砂等搬入禁止区域の指定制度の創設<br/> 土砂等を搬入する者を特定できないまま不適正な事案が継続することによる人の生命・財産等を害するおそれを防止するため、土砂等搬入禁止区域を指定し、同区域への土砂等の搬入を禁止</li> <li>6 罰則（主なもの）<br/> 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無届埋立て等</li> <li>・同意した地権者等への措置命令違反</li> <li>・土砂等搬入禁止区域への搬入</li> <li>・埋立て等を行う者に対する埋立て等停止命令違反</li> <li>・搬入者に対する搬入中止命令違反</li> </ul> </li> <li>7 その他所要の改正</li> </ol> <p style="text-align: right;">(施行日 令和5年6月1日)</p> |

| 議 案  | 内 容   |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
|--|---|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|------------|------|--------------|------|---|--------|
| <p>(財政課)<br/><b>当せん金付証券の発売について</b></p> <p>当せん金付証券法の規定に基づき、令和5年度において、総額280億円以内の当せん金付証券を発売しようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に発売する自治宝くじの予定額：280億円以内</li> </ul> <p>(参考)令和5年度に発売する自治宝くじの種類・回数(予定)</p> <table border="0"> <tr> <td>・関東・中部・東北</td> <td>28回</td> </tr> <tr> <td>・全国(通常くじ)</td> <td>30回</td> </tr> <tr> <td>・全国(大型くじ)</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>・全国(数字選択式)</td> <td>777回</td> </tr> <tr> <td>・全国(ネット専用くじ)</td> <td>294回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>1,139回</td> </tr> </table> | ・関東・中部・東北 | 28回 | ・全国(通常くじ) | 30回 | ・全国(大型くじ) | 10回 | ・全国(数字選択式) | 777回 | ・全国(ネット専用くじ) | 294回 | 計 | 1,139回 |
| ・関東・中部・東北  | 28回   |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| ・全国(通常くじ)  | 30回   |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| ・全国(大型くじ)  | 10回   |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| ・全国(数字選択式)   | 777回  |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| ・全国(ネット専用くじ)   | 294回  |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| 計  | 1,139回  |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| <p>(技術革新課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>                          | <p>議案の内容</p> <p>(1)公の施設の名称：つくば創業プラザ(つくば市東新井)</p> <p>(2)指定管理者：つくば市千現二丁目1番6<br/>株式会社つくば研究支援センター<br/>代表取締役社長 箕輪 浩徳</p> <p>(3)指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日</p>  |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| <p>(水産振興課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>                          | <p>議案の内容</p> <p>(1)公の施設の名称：那珂湊漁港駐車場(ひたちなか市湊本町)</p> <p>(2)指定管理者：水戸市笠原町1590番地1<br/>株式会社暁恒産<br/>代表取締役 根本 妃美子</p> <p>(3)指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日</p>  |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| <p>(水産振興課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>                          | <p>議案の内容</p> <p>(1)公の施設の名称：那珂湊漁港水門(ひたちなか市湊本町)</p> <p>(2)指定管理者：ひたちなか市和田町三丁目11番11号<br/>那珂湊漁業協同組合<br/>代表理事組合長 磯前 昌宏</p> <p>(3)指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日</p>   |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |
| <p>(港湾課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>                            | <p>議案の内容</p> <p>(1)公の施設の名称：大洗マリーナ(大洗町港中央地先)</p> <p>(2)指定管理者：那珂郡東海村大字照沼字渚768番地27<br/>株式会社茨城ポートオーソリティ<br/>代表取締役社長 仙波 義正</p> <p>(3)指定期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日</p>   |           |     |           |     |           |     |            |      |              |      |   |        |

| 議 案   | 内 容   |
|---|---|
| <p>(都市整備課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：赤塚公園（つくば市稲荷前）<br/> (2) 指定管理者：つくば市大角豆 2012 番地 36<br/> 橋本造園土木株式会社<br/> 代表取締役 橋本 純一<br/> (3) 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日</p> |
| <p>(都市整備課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：県西総合公園（筑西市桑山）<br/> (2) 指定管理者：筑西市直井 1076 番地<br/> 筑西広域市町村圏事務組合<br/> 管理者 須藤 茂<br/> (3) 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日</p>       |
| <p>(都市整備課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：笠間芸術の森公園（笠間市笠間）<br/> (2) 指定管理者：笠間市中央三丁目 2 番 1 号<br/> 笠間市<br/> 市長 山口 伸樹<br/> (3) 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日</p>           |
| <p>(都市整備課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：北浦川緑地（取手市中田）<br/> (2) 指定管理者：取手市寺田 5139 番地<br/> 取手市<br/> 市長 藤井 信吾<br/> (3) 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日</p>                 |
| <p>(都市整備課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：港公園（神栖市東深芝）<br/> (2) 指定管理者：神栖市溝口 4991 番地 5<br/> 神栖市<br/> 市長 石田 進<br/> (3) 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日</p>                 |
| <p>(都市整備課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：大子広域公園（大子町浅川）<br/> (2) 指定管理者：久慈郡大子町大字北田気662番地<br/> 大子町<br/> 町長 高梨 哲彦<br/> (3) 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日</p>            |

| 議 案   | 内 容   |
|---|---|
| <p>(都市整備課)<br/><b>指定管理者の指定について</b></p> <p>公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。</p>                                       | <p>議案の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：鹿島灘海浜公園（銚田市大竹）<br/> (2) 指定管理者：銚田市銚田1444番地1<br/> 銚田市<br/> 市長 岸田 一夫<br/> (3) 指定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日</p>   |
| <p>(道路維持課)<br/><b>茨城県道路公社の有料道路事業の変更について</b></p> <p>道路整備特別措置法の規定に基づき、茨城県道路公社の行う有料道路事業の事業内容の一部変更について、同意しようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>有料道路の障害者割引制度における1人1台要件が緩和されたことに伴い、供用中の各有料道路の障害者割引の対象範囲を改定するもの</p> <p>(1) 概要<br/> 割引対象者が運転又は乗車する場合、事前登録されていない車両も割引対象に追加</p> <p>・日立有料道路（県道日立中央インター線）外3道路</p>  |
| <p>(道路維持課)<br/><b>千葉県道路公社の有料道路事業の変更について</b></p> <p>道路整備特別措置法の規定に基づき、千葉県道路公社の行う有料道路事業の事業内容の一部変更について、同意しようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>有料道路の障害者割引制度における1人1台要件が緩和されたことに伴い、供用中の各有料道路の障害者割引の対象範囲を改定するもの</p> <p>(1) 概要<br/> 割引対象者が運転又は乗車する場合、事前登録されていない車両も割引対象に追加</p> <p>・銚子新大橋有料道路（県道銚子波崎線・利根かもめ大橋）</p>   |
| <p>(港湾課)<br/><b>工事請負契約の締結について</b></p> <p>ガントリークレーン製作据付工事について、請負契約を締結しようとするものである。</p>                                  | <p>工事の内容</p> <p>(1) 工事名           ガントリークレーン製作据付工事<br/> (2) 工事箇所       那珂郡東海村照沼地内（茨城港常陸那珂港区）<br/> (3) 工事内容       ガントリークレーン製作据付工事<br/> (4) 工期            令和4年11月～令和7年3月<br/> (5) 請負契約額    2,518,450,000円<br/> (6) 契約の相手方   東京都中央区築地5丁目6番4号<br/> 株式会社三井E&amp;Sマシナリー<br/> 代表取締役社長 田中 一郎</p> |

## V 報告事項

### 1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

| 事 項（専決処分年月日）  | 内 容  |
|---|--|
| <p>(警務部監察室)<br/> <b>和解について</b><br/> <b>(令和4年9月30日専決処分)</b></p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p> | <p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年10月18日(日)午後4時35分頃<br/> (2) 事故発生場所 神栖市大野原三丁目3番43号地先市道上<br/> (3) 事故概要<br/> 交通違反の取締りを実施中、相手方の原動機付自転車の停止を求めた際、相手方と接触し、同車両を転倒させた事故(神栖警察署所属)<br/> (4) 損害賠償額 6,000,000円</p>                    |
| <p>(福祉政策課)<br/> <b>和解について</b><br/> <b>(令和4年10月5日専決処分)</b></p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>  | <p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和3年11月25日(木)午前9時15分頃<br/> (2) 事故発生場所 神栖市息栖3945番地2地先市道上<br/> (3) 事故概要<br/> 軽乗用自動車を運転して出張途中、相手方の小型貨物自動車等に衝突した事故(福祉政策課所属)<br/> (4) 損害賠償額 847,965円<br/> (全額、損害保険ジャパン株式会社からの支払)</p>             |
| <p>(生涯学習課)<br/> <b>和解について</b><br/> <b>(令和4年10月5日専決処分)</b></p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>  | <p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和4年6月10日(金)午後1時40分頃<br/> (2) 事故発生場所 東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275駐車場内<br/> (3) 事故概要<br/> 小型貨物自動車を運転して出張途中、相手方の普通乗用自動車に衝突した事故(図書館所属)<br/> (4) 損害賠償額 1,247,136円<br/> (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p> |